

令和7年8月定例教育委員会会議録

開 会 日 時	令和7年8月28日（木曜日）午後2時30分																										
閉 会 日 時	令和7年8月28日（木曜日）午後4時24分																										
場 所	渋川市役所第二庁舎201会議室																										
出 席 者	<table border="0"> <tr> <td>教 育 長</td> <td>下境 一浩</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者</td> <td>都橋 俊明</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員</td> <td>原澤 弘子</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員</td> <td>須田 公恵</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員</td> <td>吉田 雄希</td> </tr> </table>	教 育 長	下境 一浩	教育長職務代理者	都橋 俊明	教 育 委 員	原澤 弘子	教 育 委 員	須田 公恵	教 育 委 員	吉田 雄希																
教 育 長	下境 一浩																										
教育長職務代理者	都橋 俊明																										
教 育 委 員	原澤 弘子																										
教 育 委 員	須田 公恵																										
教 育 委 員	吉田 雄希																										
説明のため出席した者	<table border="0"> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>西脇 正悟</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>西島 薫</td> </tr> <tr> <td>学校教育課長</td> <td>金子 芳之</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課長</td> <td>照井 智子</td> </tr> <tr> <td>文化財保護課長</td> <td>太田 国男</td> </tr> <tr> <td>図書館長</td> <td>中澤 晃</td> </tr> <tr> <td>中央公民館長</td> <td>須田 佳匡</td> </tr> <tr> <td>伊香保公民館長</td> <td>山田 健司</td> </tr> <tr> <td>小野上公民館長</td> <td>新保 悟志</td> </tr> <tr> <td>子持公民館長</td> <td>中島 政普</td> </tr> <tr> <td>赤城公民館長</td> <td>木暮 美由紀</td> </tr> <tr> <td>美術館長</td> <td>山賀 真奈美</td> </tr> <tr> <td>こども支援課長</td> <td>野中 文子</td> </tr> </table>	教 育 部 長	西脇 正悟	教育総務課長	西島 薫	学校教育課長	金子 芳之	生涯学習課長	照井 智子	文化財保護課長	太田 国男	図書館長	中澤 晃	中央公民館長	須田 佳匡	伊香保公民館長	山田 健司	小野上公民館長	新保 悟志	子持公民館長	中島 政普	赤城公民館長	木暮 美由紀	美術館長	山賀 真奈美	こども支援課長	野中 文子
教 育 部 長	西脇 正悟																										
教育総務課長	西島 薫																										
学校教育課長	金子 芳之																										
生涯学習課長	照井 智子																										
文化財保護課長	太田 国男																										
図書館長	中澤 晃																										
中央公民館長	須田 佳匡																										
伊香保公民館長	山田 健司																										
小野上公民館長	新保 悟志																										
子持公民館長	中島 政普																										
赤城公民館長	木暮 美由紀																										
美術館長	山賀 真奈美																										
こども支援課長	野中 文子																										
会議に付した議 件	<p>1 会議録署名委員の指名</p> <p>2 前回会議録の承認について</p> <p>3 教育長報告</p> <p>4 会議に付議すべき事件</p> <p>議案第42号 令和6年度渋川市教育委員会点検・評価結果報告について</p> <p>閉 会 午後4時24分</p>																										

教育長

日程第1 開会宣言

ただいまから8月定例教育委員会を開会いたします。  
本日の出席者は5人で、会議は成立しました。  
本日の会議は、会議日程により進めます。

日程第2 会議録署名委員の指名について

渋川市教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、  
教育長及び都橋教育長職務代理を指名します。

日程第3 前回会議録の承認について

前回会議録の承認についてを議題といたします。記載の  
とおり承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって、前回会議録は承認されま  
した。

日程第4 教育長報告

※ 次の事項について内容を説明した。

7月26日 キッズオピニオン

〃 「高校生とつくる男女共同参画社会提言  
書」プロジェクト

8月1日 令和7年度運動部活動地域展開推進シン  
ポジウム

8月4日 幼こ保小実務者研修会

8月6日 教育振興基本計画プロジェクトチーム

8月18日 R8渋川市はたちを祝う会第2回運営委  
員会

8月21日 美術館名誉館長退任式

〃 学校保健会理事会

8月22日 適正規模・適正配置検討委員会

8月23日 吾妻川・石の博物館

8月24日 地域づくり講演会

8月25日 第1回渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術  
館運営協議会

教育長

日程 5

議事に入ります。

議案第 4 2 号 令和 6 年度渋川市教育委員会点検・評価報告についてを議題といたします。

提案理由及び説明を求めます。

教育総務課長

※議案第 4 2 号について説明をする

教育長

事務局の説明が終わりました。まず学校教育の充実 9 施策について、学校教育課長よりお願いいたします。

学校教育課長  
教育総務課長

※学校教育の充実 9 施策について説明する。

教育長

学校教育課及び教育総務課より説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

都橋委員

各点検項目の目標設定の背景について、どういう理由でこういう目標設定にしたのかが明確になると良いのでは無いかと思います。具体的になぜ目標達成に至ったのか、なぜ至らなかったのかがわかりやすくなると思います。

それから、各点検評価に学識経験者の意見が今回入っています。これから先に向けて、学識経験者の意見を取り入れて、具体的に今後に活かしていけばありがたいと思います。

最後に、学校教育の中で「豊かな心」の部分で、昨今自分も色々経験しているんですけども、例えば狭い道を自動車ですれ違う時に、お互いのアイコンタクトが少なくなったと思います。それは自己中心的な人が多くなってきたからです。自分が良ければ良しとして通り過ぎて行ってしまう。相手がスピード落としてくれたのに、ありがとうという心がなくなっている。そういった自分の経験談ですけれど、ちょっとした時間で先生の経験談などを取り込んで、子どもたちの心の豊かさというか、大きな気持ち、人を思いやれる子どもたちになってくれればと思いました。

教育長

ありがとうございます。

数値目標の背景、学識経験者の意見をこの後、どのように活用していくのか、「豊かな心」と関連して、そういったところを育てるための学校教育現場の取り組み、以上三点ですが、学校教育課長何かありますか。

学校教育課長

先ほどご意見をいただきました目標設定の背景ということですが、これまでの経緯の中でより数値化していくことで明確になるものがあるだろうということで、全国学力・学習状況調査の回答に視点を当てまして、具体的にどういったところが今後目指す子どもの姿に近づけられるか検討し、このような指標を取り上げたと認識しております。

ただ、この背景については、私の方でも課に持ち帰りまして様々な観点から明確にして参りたいと思います。

二点目の学識経験者の意見をどのように活用していくのかなんですが、今後方向性についてはまだこの段階で明確に申し上げることは出来ないですが、様々ご意見をいただいている中で本課として課題として考えていること、それに対してのご意見は明確に示されておりますので、令和7年度の授業の取り組みであるとか、または一つ一つの授業の振り返りのところで更に成果が上がっているのか、その辺も踏まえながらご意見と整合性を図っていきたくて考えております。

三点目の「豊かな心」についてですが、先ほど都橋委員が仰ったアイコンタクトが少ないという具体的な事例を示していただきましたが、私も同様に感じる場面はございます。そういった時に、子どもについて、または子どもの考え方について道徳的な教育の観点から、こういった思いやりを示せるような立ち振る舞いが適切なのかも踏まえながら、議論する道徳教育が盛んに行われております。そういった中で思いやりの観点に関しても焦点を当てながら考えていくべきことかと思っております。

道徳教育については、様々な観点がございますので、思いやりの心だけではなく、大事にしていくべき観点についても取り組んでいきたいと考えます。

教育長

はい。わかりました。

都橋委員、いかがですか。

都橋委員

学識経験者の意見も、色々出来ることと出来ないことがあるかと思いますが、取捨選択して取り組んでいてもらえればと考えております。ありがとうございます。

教育長

特に二点目にご指摘いただいた学識経験者の意見については教育総務課長から説明があったように、群大の藤森教育学部長に意見いただいたことで、視点が明確になっていること、課題を具体的に示していただいていること、これがこれまでと違うところだと思います。この後の生涯学習課以降の説明でも触れると思いますが、そういったところを活かしていけるようにとご意見をいただいております。

原澤委員

学識経験者の意見というところが、去年までと違い、この先の示唆に富んでいて、とても良いことだなと思いました。本当にそのとおりだなと思ったのが、教育環境の快適性と安全性は教育委員会と現場の連携の賜物で、本当に素晴らしい的を射た評価だなと思いました。

一つは適正配置の問題です。学識経験者の意見のところで単に物理的な学校統合以外の手段、例えば遠隔授業システム導入のことも視野に入れるべきだと思いますとありますが、随分前に北海道の学校に行ったときに取り入れていて驚きました。それが高校なんかでは普通になっているが、小中では遠隔システムが機能するのか未知数だと思います。その遠隔システム導入っていうのを適正配置に位置付けているとか、可能性を考えているとかはありますか。

それと、ICT技術の発展によって子どもたちの体力が落ちているが、学識経験者の意見の中ではそのICT技術の発展で健康管理に活かすことも出来るのではないかとあるんですが、これは具体的にどういう方向性が教育委員会としての意見を聞きたいです。

教育長

では、まず教育総務課長からお願いします。

教育総務課長

私の方からまず一点目として小中学校適正規模・適正配置推進事業の中の学識経験者の意見、こちらの方の遠隔授

業やシステム導入の可能性ですが、今年度から庁外検討委員会の段階に入っているところですが、現状では具体的に遠隔授業などの授業のやり方にまで踏み込んだ議論はしていません。ただ、今後そのような事が提案されてきた場合にはもちろん協議していかなくてはと思っておりませんが、適正規模・適正配置の問題で子どもたちがどういった方向で遠隔授業をするべきなのかは私の方で分かり兼ねるので、研究していきたいと思っております。

教育長

遠隔授業システムっていうのは、学校教育課の方でもニーズは違うけれども、不登校対策で運用しているかと思います。必要性はあるけれども、実際に適正配置をしたときの通学時間。つまり遠隔授業システムを導入しなくても学校に行く負担をある程度軽減する方向で議論が進んでいます。遠隔授業システムの現状に触れながら、学校教育課長お答えください。

学校教育課長

ご指摘いただきました遠隔授業なんですけど、具体的には不登校の児童生徒が学校に足が向きづらい、そんな時には遠隔授業を取り入れている学校がございます。ただ、それが全児童生徒を対象に行うとなった場合に、それが可能かどうかは施設設備の問題も生じますので、今すぐ出来ますとは申し上げられないところですが、現状オンライン授業やアーカイブ配信という形で撮り終えてあるものを後で観るということは可能になるかもしれないと考えておるところです。

もう一点、ICT利用に関してですが、スマートフォン機能にある歩数計や体重管理であるとか、そういったものをイメージしているのではないかと考えておりました。

ただ、実際に子どもたちがスマートフォンを持っているわけではないので、タブレットをどのように今後使っていくのか研究の余地があるかなと考えているところです。

体重や歩数の管理を今後どのようなシステムであるとかアプリケーションを活用していけるのかは、今明確にお答えすることは出来ませんので今後研究する必要性があるかなと考えております。

教育長	なかなか明確な答えは難しいですけども、原澤委員、追加でご意見ございますか。
原澤委員	<p>この意見っていうのは文書回答で来てるんですね。絶対に無理と思う中でも、この先にあの時のあれねというヒントがあると思うので、文書回答に対して、これはどんなことですかと確認することも大切かと思えます。</p> <p>宇都宮大学と共同教育学部でやっていますから、大学と小中は違いますけども遠隔システムの方向性に知見があるかと思えますので、ヒントを聞いてみるのもいいかと思いました。</p>
教育長	<p>原澤委員の質問を聞きながら、仰るとおりだな、このやり取りだけで終わってしまうのがもったいないかなと思いました。具体的に藤森教授がどんな意図を持ってこの言葉を使ってくれているのか、それを聞くことで今後のヒントになる可能性があります。渋川市はこれまでタブレットの持ち帰りを積極的にはしていなかったんですが、新しい機器の導入が来年度から始まるのに併せ、原則今後は持ち帰りということになります。何か自分の運動記録や健康管理を記録できるような、昔だったら縄跳びカード等のデータをタブレットに入力し、実績を視覚化してみられるものがあると思います。そういった形が家庭でもお父さんお母さんに見ていただける機会があればいいなと思います。</p>
吉田委員	<p>7番の学校施設整備のところで、令和7年度までに全ての小中学校のエアコンの設置が完了ということで、大変素晴らしいと思います。文面の中でも触れてありますが、学校設備の中でも体育館などの空調設備については調査研究を進めていってくださっているところですが、いつ災害があるかわからない時代の中で、大きな施設が避難所になる事が来るので、渋川市民が避難できる施設づくりを並行で考えていただきたいと思います。</p>
教育長	教育総務課長お願いします。
教育総務課長	近年の猛暑の中、子どももそうですし避難所となった場

合を考えますと、体育館のエアコン設置というのは急いでやらなくてはならないと考えているところです。体育館にはどういったものがいいのか、エアコンやスポットクーラー、簡単に設置できる扇風機ですとか検討している中で、スポットクーラーを設置した施設を見させていただきました。すると、全体を冷やすのは難しい、大きいものだと邪魔になってしまう等の課題もありました。やはりエアコン設置を計画的に進めていきたいと担当としては考えております。

ただ、一度にエアコン設置は難しいと考えられますので、設置できるまでの間、すこしでも涼しくなるようにスポットクーラーの導入も検討したいと考えているところで、来年度の予算はその辺も含めて要求していきたいと考えております。

教育長

学識経験者の意見にも、地域防災機能との調整も引き続き重視されるべきとご意見を頂戴しています。確かに災害があると、第一に思い浮かぶのが体育館への避難ですが、今年の夏だけを考えると、今の気候で体育館に避難したら病気になる懸念もあります。緊急避難的には学校の教室、特別教室にエアコンが入りましたから、本当に災害が起きて体育館への避難が無理であれば、教育委員会の判断として使える教室を避難所としていただくことを一つの策として考えていく必要があります。空調を数年間掛けて設置したとしても、地域によっては体育館にいつ付くかわからない現況があるとすれば、緊急対策としては、今ある施設を最大限有効活用することも必要になってくるかなと思います。

須田委員

5番、多様な教育的ニーズ等に対応する教育活動の充実についてです。特別支援教育コーディネーターの資格は、具体的にどのような活動をされている方で、どのような方が教えていただきたい。

教育長

特別支援教育のコーディネーターは学校の中でどのような立場の先生が、どのような活動をしているのか、学校教育課長お答えください。

学校教育課長

特別支援教育コーディネーターについては、各学校によって実情は違いますが、特別支援教育に携わっている担任であるとか、通級指導教室の担当である造詣が深い方がなっていることが多いです。

ただ、学校ごとの職員の配置によってそれ以外の方がなることもあります。基本的には特別支援教室や通級指導教室の担当であることが多いかと思います。

具体的には、特別支援教育に関わりそうだ、もしくは今後支援が必要ではないかと思われる子の今後の支援の在り方を検討する校内教育支援委員会というものがあります。その中で、その子にどんな支援が必要なのかをコーディネートしていきます。例えば、担任と教科指導の先生の間を取り持つだとか、または担任が家庭への支援をどのようにしていくのか助言をする、また管理職への進言をしていきます。そのように委員会を円滑に運営する立場にもございます。

様々色々な所で関わりがあるんですけども、通級の担当者がある学校、特別支援の担任が知的の担任もいれば情緒の担任もいる。そういった横の連携を繋げるの仕事をしているのもコーディネーターの役割となっております。

教育長

まだ特別支援教育が各学校で定着してなかった時は、関係する教員が集まって情報を共有することが足りなかったのです。

それが、平成19年ごろ教育支援の法律が変わった段階でコーディネーターを各学校に位置付けなさい、校内教育支援委員会を実施してください、そこで情報共有と指導の方向性を打ち出してくださいというのが決まりました。今、やっとそれが各学校に当たり前になってきました。それで特別支援学級の入級の数とか通級指導教室に通う児童生徒の数が増えています。専門性の高い先生を配置できるように、今は群馬大学でも特別支援教育の専攻科があるそうです。

それでは生涯学習にうつりたいと思います。

生涯学習課長

※生涯学習の推進 9施策を説明する

中央公民館長  
図書館長  
美術館長  
伊香保公民館長

教育長

説明がおわりました。生涯学習9施策に係るご質疑ご意見等ございましたらお願いいたします。

原澤委員

美術館と文学館についてですが、本当に渋川市ゆかりのみに限ってどのくらいの可能性を秘めているのか疑問に思っています。元々、桑原さん自身も渋川市ゆかりではないことを考えると、北毛など視点を広げることが必要なのではないかと思います。地域的な広がりや歴史関係のタイアップが必要なのではないのでしょうか。

学識経験者の意見では、そのようにするには人もコストも必要でそのように思いますが、渋川市ゆかりに限定するには小さい市だと考えます。

美術館長

ご意見いただきましたように、渋川市ゆかりに限定にして、それしか展示しないとしてしまうと、世界が狭まってしまうというのは私の方でも考えています。一方で、広げてしまうと費用面等の課題もあります。これまで以外の取り組みで何か広がりをみせることが出来るのではないかと、県内の他の美術館の取り組みも研究しまして、皆さんに興味を持っていただけるような企画・展示をしていきたいと思っています。

伊香保公民館長

確かに渋川市のみでは難しい面もあります。土屋文明記念文学館とのコラボレーションも進めており、広がりを持たせた企画を考えています。

教育長

美術館もいよいよ3年目に突入しますので、是非みなさんに足を運んでもらえるテーマを進めていただければと思います。

吉田委員

2番の文化芸術ですが、先日も渋川山車まつりに参加させていただいたんですが、子どもたちが太鼓を叩くのが減

っていて、家でゲームしていた方が良いつて子どもの意見を他の保護者さんからも聞くことがあります。その文化を伝承するのであれば、渋川市でこんなに素晴らしいお祭りがあるんだよという出前授業じゃないですけど、山車がない地域の子たちにも参加してもらえるような授業があってもいいのではないかという意見が若連でも上がったので是非ご検討いただければと思います。

生涯学習課長

生涯学習課の事業のなかに、生き生き楽習という事業がありまして、市民の方が講師になっていただいています。こういう所に登録をしていただきまして進められたらいいなと思います。是非、ご紹介いただけたらお願いしたいと思います。

教育長

渋川中学校が山車まつりを取り上げてくれて、渋川中学校に限定された話ですけれども、山車まつりの実行委員の方に来ていただいて、実演していただいたようです。上三原田歌舞伎についても地域を限定するのはなくて、広くやっていたらどうかとどうなのかと意見もあったので、どういう形が良いか検討させていただきたいと思います。

続きまして文化財の保護と活用について説明をお願いします。

文化財保護課長

※文化財の保護と活用 4 施策の説明をする

教育長

説明がおわりました。文化財保護課 4 施策に係るご質疑ご意見等ございましたらお願いします。

都橋委員

文化事業に関わるというのはとても難しいことで、これからの現代社会で昔のことを振り返る時間は子どもたちの中でも薄れてきています。ましてや今、情報化社会でインターネットで調べればすぐ答えが返ってくる。そんな中でなかなか古き良き文化に携わる時間が少なくなっています。

私も文化活動のメッセージとして伝えてる言葉があるんですけども「人は文化をつくり育てる。文化は人を育てる」というのを子どもたちの勉強の場とか、ことあるごとに結びの言葉として伝えるようにしています。様々な事業を

教育長

していく中で、そんな事を含めた上で事業に取り組んでもらえれば良いと思いました。

子どもたちの文化に携わる言葉として、礼に始まり礼に終わるという言葉があると思うんですが、人間形成にとっても役に立っています。文化と関わるというのは人間の生活をしていく上で欠かすことの出来ない事だなと思います。

他にいかがですか。

先ほど吉田委員からも生涯学習のところでありましたが、まさにこの文化財のことも繋がります。教育部として何か同じような方向を向いて出来るといいかなと改めて思いました。

本当に長時間に渡り点検・評価にご協議いただきありがとうございました。

それでは、各委員さんからいただいたご意見を参考にまた改めて進めてまいります。

それでは議案第42号の採決を行います、おはかりいたします、原案の通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます、よって議案第42号は原案のとおり可決されました。

本日本日予定していた議案の審議はすべて終了しました。

午後4時24分

署 名

書 記